



江戸時代における商家の決算報告に関する研究一近 江商人中井家の店卸目録を中心として一

松田, 有加里

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2017-03-25

(Date of Publication)

2019-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6838号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006838>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

本論文は、江戸時代の商家が行っていた会計報告を探求する会計史研究の論文である。具体的には、近江商人である中井家の仙台、石巻、相馬の各支店が、近江の本店に対して毎年提出していた会計報告書である店卸目録を通時的・横断的に分析している。分析の結果、本家当主は支店の業績評価のために比較可能な報告を必要としており、各支店の支配人の交代を通じて店卸目録の様式の統一化が進められていたことを結論として指摘している。

本論文の構成は以下の通りである。まず、序章において本論文の意義とその構成を示した上で、第1章で、主に江戸時代の商家の帳合法の実践に関する先行研究を取り上げ、それを紹介している。その結果として、従来の帳合法の研究では決算構造に関するものが多く、そのほとんどが1年度分の決算報告書を中心に検討したものであり、記載内容の変遷や、同時代の他の商家の報告書との間の比較など、決算報告書を比較の観点から検討した研究がほとんど見られなかったことを指摘している。そして本論文の課題を多数の支店・枝店を持つ商家における決算報告書の、店舗間での統一性や、同一店舗における表示の継続性に定めることを示している。

第2章では、本論文の研究対象である中井家の店卸目録に関連する基礎的情報が示される。すなわち、近世近江の経済、近江商人、そして中井家とその事業についてその概要が示される。その後、研究の起点として、中井家の帳合法を検討した先行研究に基づき、中井家の帳合法、そして仙台店見世方（小売店舗）の店卸目録（決算報告書）の概要が示される。中井家の店卸目録が概要とその詳細についての複数の区部から構成されており、利益計算は財産法と損益法という2方向より行われ、その一致（あるいは計算の行き違い）が確認されているのである。

史料の本格的な分析は、続く第3章より行われる。第3章では、中井家仙台質店が、江州日野にある本家に対して毎年送付していた店卸目録を検討している。具体的な対象は、寛政13（1801）年から共和4（文化元・1804）年の間に作成された4年分の店卸目録である。分析の結果、質店においては、店卸目録は、財産法による利益計算、損益法による利益計算、そして貸し出しと返済、残存する質物の詳細計算を行う区部から構成されており、見世方と同様に2方向の利益計算が行われていることが確認された。その一方で、見世方の店卸目録には見られなかった詳細な質物の内訳明細があ

学位論文審査要旨

氏名 松田 有加里

論題 江戸時代における商家の決算報告に関する研究
－近江商人中井家の店卸目録を中心として－

審査 平成29年3月

神戸大学

ることが示され、これは業種によって重視する科目や、正確性が求められる項目が異なるためであることが指摘される。また、分析の対象となる4年間においては、利益計算構造や表示形式について変化は見られなかった。

第4章では、店卸目録が同一業種の他の支店においても同様の構造を有しているかについて、中井家石巻店の店卸目録を対象として検討している。対象とする期間は、第3章と重複する寛政13(1801)年から享和3(1803)年である。体裁や表示形式、基本的な計算構造については共通点が確認され、仙台質店とほぼ同様の決算報告を行っていた。また、石巻店では累積損失の処理が異なる2種類の店卸目録を作成していた。一つが一度提出されたものの修正の上で再提出されたものであることを示し、店卸目録の修正が、質店間での様式の統一性を担保するため、本家が石巻店に対して修正を求めた結果であることを指摘している。

第5章では、中井家の相馬店の店卸目録について分析を行っている。対象としたのは、寛政3(1791)年と享和2(1802)年の2期間のものである。相馬店では、金・銀・銭の3種の貨幣を用いていたために、貨幣価値の換算が存在していたが、利益計算構造は他店の店卸目録と同様で、財産法と損益法の2種類による利益計算が行われていた。その一方で、約10年の間に、相馬店の店卸目録の計算の方法や記載内容は、相馬店独自のものから時を経るにつれて仙台質店や石巻店の店卸目録に近づいており、店舗間で統一性を持たせるための変更が行われていたことを確認している。

第6章では、仙台質店と石巻店の店卸目録の長期的な変化を検討するために、安政7(1860)年の仙台質店の店卸目録、および天保11(1840)年の石巻店の店卸目録を分析している。その結果、両店の店卸目録には同一の表示上・計算上の変化が見られたことが判明した。また、天保11年に石巻店が閉店するにあたり、数年前から閉店に向けた準備が進められたこと、そして閉店時には仮店卸目録が作成されたことが示された。石巻店について、開店から閉店までの40年の店卸目録の表示形式の変遷を追い、表示形式の変更のタイミングと支配人の異動が近接する時期に生じており、支配人の異動が店卸目録の内容に影響を及ぼしていたことを示している。

第6章までの発見事項が小規模な商家についても妥当するかを調査するため、第7章では近江商人の中小商家である雷江屋と柴谷家の帳簿を検討している。両家においては、中井家とは異なり正味身代の期首期末の比較による、財産法による利益計算のみを行っていた。利益計算方法や決算報告書の記載内容は中井家と相違するものの、

両家で一度確立した表示形式については、それが長期的に維持され、時系列的な比較が可能な決算報告書が作成されていたことが指摘される。

結章では、第7章までの分析の発見事項を要約した上で、論文全体の結論を示している。まず先行研究に見られるとおり、江戸時代の商家においては、帳合の計算構造や表示形式について商家間に共通する特徴は見いだされなかった。その一方で、時系列的に比較を行うと、秩序だった配列への変化が商家の記簿の大小を問わず見られた。また、中井家の同一業種を営む店舗の間では、表示形式についての共通化が見られた。比較可能性を高めることで、決算報告書が支配人の意思決定に有用なものとなるよう、試行錯誤を重ねられてきたことが本論文の結論として指摘されている。

本論文では、これらに加えて補章として中井家石巻店の経営分析、関川家船方の帳簿の分析、そして関川家の店内教育用手稿本の分析が行われ、また、付録として分析で用いた店卸目録の翻刻が掲載されている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、江戸時代の商家の各支店が、本店に対して送付した内部報告用の決算報告書という一次史料を分析する会計史研究である。一つの商家の中での、多店舗かつ長期間の決算報告書の分析を行うことにより、同一業種の数店舗間で様式の統一性が、また経時的により理解しやすい報告書の内容が志向され、その結果として決算報告書の記載内容や表示形式が変化することを示した。

本研究において注目すべき貢献は、第一に、繰り返しになるが多店舗かつ長期間の決算報告書の分析を行い、それにより先行研究では確認されなかった様々な発見をなしたことである。従来は江戸時代の帳合法には統一性がないという結論を、単一年度・単一店舗の会計史料の分析の間の比較により行っていたのに対し、本研究では研究対象を大きく広げ、多店舗・長期間の史料分析により上記の結論を導いた。会計に対する制度的な制約が存在しない時代において、決算報告書がそれを利用する当主の意思決定に資するよう、様々な試行錯誤が積み重ねられてきたことが示されたことは、会計史研究に対する大きな貢献である。従来固定的に捉えられがちであった江戸時代の帳合法が、よりダイナミックであったことを指摘したことは、会計史研究における大きな学術的貢献である。

本論文の貢献は、会計史領域の研究上の貢献にとどまらず、管理会計研究や経営史研究にも至る広がりを見せている。店舗間で相違が見られた決算報告書の様式が統一化されていく過程、また決算報告書の記載内容がより洗練されていく過程に対して、店舗の支配人の異動という内部組織に由来する原因を提示したことは管理会計研究に対する貢献であり、また、補論において質屋の経営実態を数量的に明らかにした点は、経営史に対する貢献であると評価できる。さらに、補論では江戸時代の商店内教育についても示している。

特筆すべきは、本論文の信頼性である。本論文では、この結論を得るために一次史料にアクセスし、分析を行っている。分析は丹念で詳細かつ堅実であり、また史料の解釈も無理な仮定に依存することなく、非常に手堅く分析が行われている。さらに、中井家以外の小規模商家の決算報告書も対象として分析を進め、本論文の結論の妥当性を補強している。

しかしながら、本論文にも問題点がないわけではない。第1に、対象となる史料の

範囲が、質店、小売（見世方）、卸売を営む店舗の分析に限られている点である。より頑健な結論を得るためには、さらに多くの史料の分析が必要であろう。同様に、表示形式の変更のタイミングと支配人の異動の関連を指摘しているが、これがすべての事例について妥当するのには十分に明らかではない。第2に、本論文の会計史的分析を超える分析に基づく貢献は萌芽的なものにとどまっており、多くは補論での指摘にとどまっている点である。本研究の貢献が十全に開花するためには、より広い視野やより多量の史料が求められていよう。

しかしながら、これらの問題点は、本論文で示された学術上の貢献を損なうものではない。むしろ、これらは今後の研究により解決していくべき疑問点であり、むしろ本論文の可能性の高さを示すものである。本論文が成し遂げた貢献と問題点とを比較考量すれば、貢献の方が遙かに勝っていると考えられる。

以上の理由から、審査委員は、本論文の著者が、博士（経営学）の学位を授与されるに十分な資質を持つものと判断する。

平成29年3月7日

審査委員	主査	教授	清水	泰洋
		准教授	藤村	聡
		准教授	平野	恭平
		教授	松尾	貴巳